

# 内閣府本府新型インフルエンザ等対応業務継続計画<概要>

平成27年3月

## 1. 策定の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制しつつ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小にとどめるため、内閣府(※)がその機能を維持し必要な業務を継続するための方法や手順を示す。

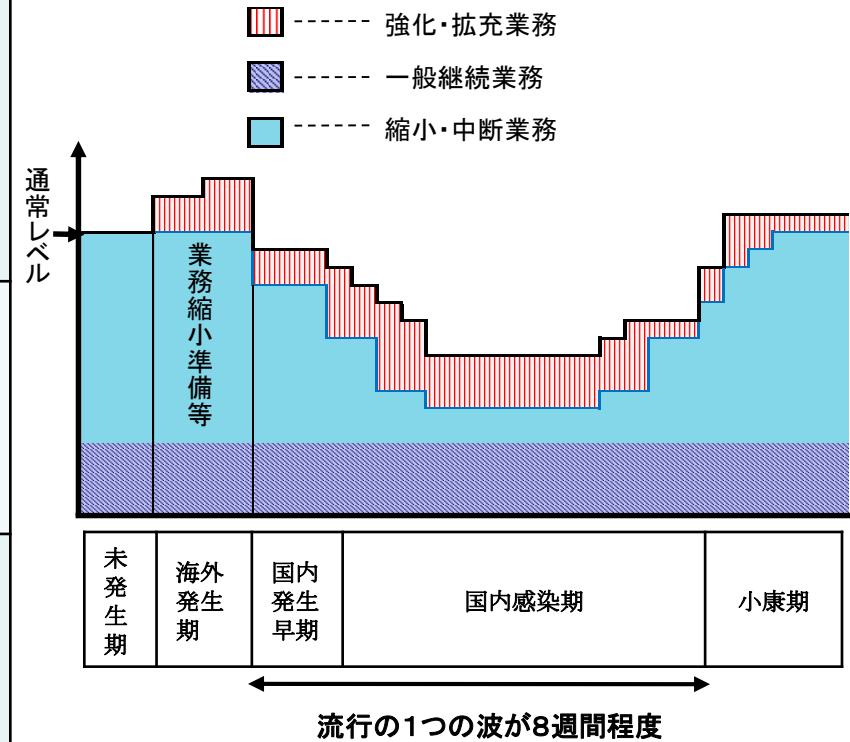
※内閣府本府の内部部局及び特別の機関が対象。沖縄総合事務局は別途計画を作成。

## 4. 発生時継続業務

不要不急の業務を縮小・中断することにより、真に必要な業務に行政資源を集中させる。

		業務の性質	主な業務内容
【発生時継続業務】	強化・拡充業務	新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。	情報収集・連絡調整業務、感染対策・職員管理業務、各種機関・法人等への支援等業務、広報業務等
	一般継続業務	最低限の国民生活の維持等に必要業務であって、業務量を大幅に縮小することが困難なもの。	非常時対応業務(災害対応等)、国会・予算・経理・庁舎管理関係業務等
	縮小・中断業務	可能な限り中断、ないし、必要最小限の業務のみに縮小継続するもの。	調査・研究、統計に関する業務、白書等作成業務、不急の会議・講演会の開催や出張、福利厚生等

### 【業務継続の時系列イメージ】



## 2. 実施体制

### 新型インフルエンザ等対策本部

(本部長：内閣総理大臣、本部員：全閣僚)

### 新型インフルエンザ等対策本部事務局

連携

### 内閣府本府新型インフルエンザ等対策会議

(新型インフルエンザ等対策本部設置後速やかに開催)

発動

### 内閣府本府新型インフルエンザ等対応業務継続計画

## 3. 被害想定

- ・全人口の25%が罹患
- ・約1,300～2,500万人が医療機関を受診
- ・死亡者：17～64万人(致死率：0.5～2%)

- ・ピーク時に罹患し欠勤する職員は5%程度
- ・職員自身の罹患や家族の世話、看護等のため、職員の最大40%程度が欠勤

## 5. 業務継続のための執行体制の確立

### ○指揮命令系統の明確化

- ・決裁権者があらかじめ指定する直近下位者による代理決裁(代決)を実施。

### ○業務継続実施責任者及び感染防止従事責任者

- ・各部局の総括課長・総括参事官をもって充てる。

### ○人員計画の策定等

- ・必要となる人員を確保するため、「人員計画」を作成し、状況に応じて運用。
- ・感染リスクを軽減するための勤務体制(※)に移行。  
※徒歩、自転車通勤、時差出勤、班交代勤務、在宅勤務、不要不急な会議・出張の中止等
- ・職員及びその家族等における新型インフルエンザ等の感染状況を把握。

### ○業務継続のための執務環境の整備

- ・庁舎管理、物資・サービスの確保 (事業者に事業継続に向けた協力を要請)
- ・診療所の業務継続 (「院内感染対策指針」を元に、診療方針、体制、医薬品等の備蓄方針を検討)
- ・情報システムの維持 (オペレータやメンテナンスサービスなどが不足しないよう、対応を事前に整理)

## 6. 感染防止の徹底

### ○職場での感染対策

庁舎内における感染防止策については、事前に必要な医薬品、資器材等を備蓄した上で、発生段階に応じて、下記の**感染防止策**及び**入庁管理**を実行する。

#### 庁舎内の感染防止

##### 第一段階 (海外発生期)

- 感染症対策の周知徹底**
  - ・咳エチケットや手洗いの推奨等
- マスク等の備蓄品の配置・配付準備**

##### 第二～三段階 (国内発生早期～感染拡大期、まん延期、回復期)

- マスク着用の促進**
  - ・必要に応じ、備蓄したマスクを配布。
- 専用ゴミ入れの各執務室への設置**
- 手洗い及び手指消毒に関する指導の徹底**
- エレベーターホールへの速乾性アルコール製剤の設置及び手指消毒の促進**
- 対人距離の確保**
- 通勤方法の見直し**
  - (インフルエンザ様症状のある職員に対し、病気休暇の取得を要請。)
- 執務室内の換気**
- 執務時間中の外出自粛**
- 庁舎内の清掃・消毒**

##### 第四段階 (小康期)

- 感染状況に応じて第三段階の対策を緩和**

#### 入庁管理

##### 第一段階 (海外発生期)

- 職員に通勤前の体温測定を促進**
  - (発熱症状があり、新型インフルエンザ等発生国への渡航歴がある場合には、病気休暇を取得するよう要請。)
- 速乾性アルコール製剤の配置・配付準備**

##### 第二～三段階 (国内発生早期～感染拡大期、まん延期、回復期)

- 職員への通勤前体温測定の義務付け**
  - (発熱症状がある場合、病気休暇を取得するよう要請。)
- 東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入場制限を開始**
  - ・本府庁舎及び8号館の入口を原則本府庁舎の入口に集約。
  - ・来訪者の発熱の有無を問診による自己申告及びサーモグラフィにより判断し入館規制を実施(発熱等の症状を有する者の入館を原則禁止)。
  - ・庁舎の出入口及びエレベーターホールに速乾性アルコール製剤を設置し、手指消毒を促進。
  - ・面会スペースを執務室以外に設置するなどにより、外部からの訪問者の執務室内への侵入を制限するとともに、マスクの着用を奨励。

##### 第四段階 (小康期)

- 感染状況に応じて第三段階の対策を緩和**

### ○職場で発症者が出た場合の措置

発症者及び濃厚接触者に対して、隔離・医療機関への搬送等の対応を実施。

#### 発症者への対応

- ・発症の疑いがある職員を別途設ける待機所その他医療機関に移動させ、診察を受診させる。
- ・発症の疑いがある職員の発生を大臣官房に連絡。
- ・(新型インフルエンザ等と診断された場合)病気休暇を取得するよう要請。
- ・執務室内の消毒を実施。

#### 濃厚接触者への対応

- ・マスクの着用、手指消毒の実施。
- ・外出自粛の徹底を要請。